

第3編 種豚登録事業

第1号ひな形（日本工業規格A4）

3.6 現在の(社)日本種豚登録協会発行の証明書の例

第2号ひな形—1（日本工業規格A4）

繁殖登録書									
品種 種第 子第 繁第	名号 号	性 雌	生年月日	平成 年 月 日生	番号 No.	番号 No.	年	月	日生
繁殖者 所有者									
父豚 父の父 父の母 父の母 母の母 母の母	号 子第 号 子第 号 子第 号 子第 号 子第 号 子第								
番号 番号									
一 般 外 観 品種	体 の 構 成	資 質	乳 器・生 殖 器	肢 路	母	母	母	母	母
					No.	No.	No.	No.	No.
交配種選豚 名号	回種雄豚子検定成績 品種	検第 号	種第 号	子第 号	平成 年 月 日 生	番号 No.	番号 No.	番号 No.	番号 No.
産	次 生 産	頭 數	育 成 頭 數	總 体 重	指 數	檢定委員			
産	頭	頭	kg		No.				

上記の検定成績によつて、登録したこととを証明する。

平成 年 月 日

正印

社団法人 日本種豚登録協会

住所氏名 _____
移動年月日 _____
住所氏名 _____
移動年月日 _____

第3編 種豚登録事業

畜産成績									
区分 一般外観 体の構成 資 質 乳器・生殖器 肢 路									
() 後代	11平均體重	飼料要求率	背腰の長さ	背腰の大きさ	ハムの割合	脂肪の厚さ	cm	cm	cm
() 併用	11平均體重	飼料要求率	背腰の長さ	背腰の厚さ	ハムの割合	脂肪の厚さ	cm	cm	cm
() 検定豚	11平均體重	飼料要求率	背腰の長さ	背腰の厚さ	ロース前面積	ロース脂肪	cm	cm	cm
() 現場直検	平均體重	飼料要求率	背腰の厚さ	ロース前面積	ロース脂肪	cm	cm	cm	cm

検定名の左欄の()欄には、父豚、父の父、母豚、母の父、母の母のいずれかを記載する。

第3編 種豚登録事業

第3号ひな形-1(日本工業規格A4)

書明証												
審査成績												
品種	名号	性別	生年月日	平成 年 月 日	生年月日	平成 年 月 日	生年月日	平成 年 月 日	生年月日	平成 年 月 日	生年月日	
種第	子第	雌			No.		No.		No.			
種第	子第	雄			No.		No.		No.			
繁殖者	所有者											
父豚	種第	号 子第	号	号	号	号	号	号	号	号	号	
父の父	種第	号 子第	号	号	号	号	号	号	号	号	号	
父の母	種第	号 子第	号	号	号	号	号	号	号	号	号	
母の母	種第	号 子第	号	号	号	号	号	号	号	号	号	
母の母	種第	号 子第	号	号	号	号	号	号	号	号	号	
母豚	種第	号 子第	号	号	号	号	号	号	号	号	号	
母の父	種第	号 子第	号	号	号	号	号	号	号	号	号	
母の母	種第	号 子第	号	号	号	号	号	号	号	号	号	
母の母	種第	号 子第	号	号	号	号	号	号	号	号	号	
審査成績												
区分	一般外観			体の構成			資質			貢献		
父豚												
父の父												
父の母												
母の父												
母の母												
畜肉検定成績												
() 後代	1日平均体重			飼料要求率			背腰の長さ			ハムの割合		
g												
() 併用	1日平均飼重			飼料要求率			背腰の長さ			ハムの割合		
(調合飼)												
(検定飼)												
() 直検	1日平均飼重			飼料要求率			背腰の厚さ			ロース筋面積		
g												
() 現場直檢	平均飼体重			飼料の厚さ			ロース筋面積					
g												
検定実験成績												
名号	子第			号 生年月日 平成 年 月 日 生年月日 平成 年 月 日 生年月日 平成 年 月 日			年生年月日 平成 年 月 日 生年月日 平成 年 月 日 生年月日 平成 年 月 日			年生年月日 平成 年 月 日 生年月日 平成 年 月 日 生年月日 平成 年 月 日		
種第	子第			号			号			号		
=豚体能力検定成績=												
單目	1日平均飼体重			飼料要求率			背腰			ハムの割合		
成績の平均	g			%			cm			%		
判定												
得点												
畜肉検定成績												
母	生産頭数			有成頭数			1頭指數			交配品種		
仔	頭			頭			頭			頭		
成績の平均	頭			頭			頭			頭		
判定												
得点												
上記の検定成績によつて、登録したことと説明する												
平成 年 月 日												
社團法人 日本国種豚登録協会												
移動証明												
住所氏名												
移動年月日												
平野												
平野												
平野												

第3編 種豚登録事業

第5号ひな形（日本工業規格A4）

THE JOURNAL OF CLIMATE

証印
No. _____
No. _____

本件は、
日本種豚登録協会
社団法人
平成 年 月 日

平社

移動證明	證明人名	證明日期
移動所長名	移動年月日	No.
住所氏名	經辦人名	No.
註明		

一代雑種豚の両親は、①雌豚の両親は種豚登録豚であること。②雄豚の両親は種豚登録豚で、母豚は繁殖登録豚又は産肉登録豚もしくは系統豚であること。父豚は産肉登録豚もしくは系統豚であること。

一代雑種豚の血統証明は、次の各号に該当するものであって、本会登録委員の検査を受け、これに合格したもの。①離乳前のもの ②発育良好、かつ外観正常で、乳頭数12個以上を有し、その配列が正しく毛並み良好のもの ③同腹生産子豚数が6頭以上のもの。なお、血統証明を受けようとする者は生後15日以内に種付証明書又は人工授精証明書を添えて所定の申込書を提出することとなっている。

(4) 中国豚血統証明（規程制定：昭和62.4.1）

重要な遺伝資源としてわが国に導入された中国豚について、血統を明確に記録し、今後の育種改良に有效地に活用できるようこの規程が制定された。

中国豚血統証明は次のものについて行われる。

1. 太湖豚（梅山豚） 2. 民豚 3. 金華豚 4. 桃園種

血統証明は次の各号に該当するものであって、本会の検査員の検査を受け、これに合格したもので、本会支部がこれを行う。

①公的機関が発行する血統証明を有しているもの ②同一の中国豚血統証明を受けたものの間に生産された子豚、又は中国豚血統証明を受けた雌豚と公的機関の血統証明を有する同一の中国豚雄豚の間に生産された子豚で、それぞれ離乳前のもの ③外観正常のもの

中国豚血統証明を受けようとする者は、公的機関が発行した血統を証明する書類、あるいは種付証明書又は人工授精証明書を添え、申込書を支部に提出する。

最近17カ年間（昭和58年度～平成11年度）における血統登記、一代雑種雌豚血統証明および中国豚血統証明の頭数を示すと表3.5のようである。

第3編 種豚登録事業

表 3.5 血統登記, 一代雑種雌豚血統証明, 中国豚血統証明の状況

年 度	血 統 登 記					一代雑種雌豚血統証明			中国豚血統証明		
	総頭数	S	C	WE	LC	総頭数	LW	WL	太湖豚 (梅山豚)	民 豚	桃園種
昭和 58	346	338	6	2	0	63,560	58,697	4,863	—	—	—
59	188	163	13	0	12	69,602	63,285	6,317	—	—	—
60	155	155	0	0	0	65,763	58,310	7,453	—	—	—
61	127	70	57	0	0	64,624	57,393	7,231	—	—	—
62	93	41	52	0	0	62,118	54,094	8,024	107	16	28
63	77	33	44	0	0	62,889	53,983	8,906	56	10	0
平成 1	116	43	73	0	0	50,234	42,107	8,127	56	10	0
2	13	5	8	0	0	40,349	33,441	6,908	5	0	0
3	6	5	1	0	0	35,788	27,857	7,923	9	9	2
4	11					33,445	27,841	5,593	6		
5	14	9	2			33,081	26,409	6,602			
6		14	0			30,107	20,778	9,101			
7						33,671	18,747	9,176			
8	2					43,919	27,313	16,126	12		
9	0					45,826	29,833	15,441	12		
10	0					49,358	32,224	16,619	9		
11	0					45,508	29,213	15,830			

(注) S: スポッティッド, C: チェスターホワイト, WE: ウェルシュ, LC: ラコム, LW: ランドレース♀×大ヨークシャー♂, WL: 大ヨークシャー♀×ランドレース♂

(注) (社)日本種豚登録協会資料による

(5) 豚系統に関する証明（規程制定：昭和 61.4.1）

別に定める本会豚系統認定規程により行う系統に関する証明はこの規程によって行う。豚系統に関する証明は次に掲げるものについて行われる。

1. 系統 2. 系統維持施設 3. 系統種豚

証明を受けようとする者は、所定の様式の申込書を支部を経由して本会に提出し、それぞれの認定条件を満たすものについて証明書が発行される。年度別、品種別の系統種豚証明頭数を示すと表 3.6 のようである。

第3編 種豚登録事業

表 3.6 年度別、品種別の系統種豚証明頭数

(単位:頭)

年 度	総頭数	パークシャー	ランドレース	大ヨークシャー	ハンプシャー	デュロック	合成種
昭和 61	1,547	63	1,117	56	112	199	
62	695	34	266	260	87	68	
63	369	0	200	105	23	41	
平成 1	712	2	244	197	0	269	
2	713	5	373	97	46	192	
3	815	0	510	157	30	118	
4	1,051	—	596	236	29	217	
5	784	—	320	275	20	169	
6	859	—	512	132	62	153	
7	548	0	269	115	25	139	
8	3,166	272	1,117	1,015	26	736	
9	1,743	95	657	519	18	351	103
10	1,280	104	430	381	2	226	137
11	1,712	129	559	597	0	287	140

(社)日本種豚登録協会資料による

(注) 平成 9 年度の合成種 103 頭以降は国内合成豚トウキョウ X (別途証明)

(6) 海外合成豚に関する証明及び国内合成豚血統証明

1. 海外合成豚に関する証明 : 符号「海血」(取り扱い内規制定 : 平成 8.4.1, 改正平成 9.4.1)

日本以外の国において育種会社等により育種理論に基づいて作出された海外合成豚の証明を行っている。海外合成豚(いわゆるハイブリッド豚)は昭和 48 年(1973 年)オランダ国からハイポーが輸入されたのをはじめとして欧米から相次いで輸入され(第 2 編, 第 3 章, 3 参照), 現在では国内で約 15% のシェアを占めるといわれている。海外合成豚に関する証明は, 次に掲げるものについて行われている。

1) 海外合成豚の認定 ①認定を受けようとする種豚群が, 本会が別に定める種雌豚産子検

定の基準を満たしているもの。また本会が別に定める産肉能力検定の合格制定基準を満たしているもの。②本会の海外合成豚協議委員会が認めたもの。

2) 海外合成豚の原々種豚場の指定 ①海外合成豚について適正な管理がなされている場で

あること。②本会の海外合成豚協議委員会が認めたもの。③原々種豚場の指定期間は, 指定を受けた年度限りとし毎年度指定の更新を受けるものとする。

3) 海外合成豚の血統証明

海外合成豚の血統証明は上記 1) および 2) を満たしたものについて, 次の各号に該当するものであって, 本会の検査員の検査を受け, これに合格したものについて本会本部が行う。

①原々種豚として海外より輸入されたもの。②その豚の祖父母まで血統の明確なもの。

③同一銘柄の海外合成豚証明豚同士の間に生産されたもの。④発育良好、外観正常で、乳頭数12個以上を有するもの。

申込書は本会支部（委託団体を含む）を経由して本部に提出し、該当するものについてそれぞれ所定の証明書が発行される。

現在5銘柄を認定し、平成8年度には4,282頭、平成9年度には6,109頭が証明されている。

2. 国内合成豚血統証明：符号「合成血」（取り扱い内規制定：平成9.4.1）

わが国の系統造成に係る交雑種について、血統を明確に記録するためこの取り扱い内規によって国内合成豚の血統証明が行われている。国内合成豚に関する証明は、国内で系統造成に係る交雑種の血統証明を行うもので、次の各号に該当するものであって本会の検査員が調査の結果適当と認めたものについて本会本部が行っている。

①系統造成に係るもの。②豚系統認定規程により認定をうけた群を構成するもの。③同一の国内合成豚証明豚同士の間に生産されたもの。④発育良好、外観正常のもの。

申込書の提出および証明書の交付等は前記海外合成豚に関する証明の場合と同様である。

この国内合成豚血統証明は、前述(5)の系統豚種豚証明で、系統認定された「トウキョウX」には個体を証明する規程がなかった。しかし現在系統造成されているものにも合成種によるものがあるため早急に対応が迫られ、この「国内合成豚血統証明取扱い内規」を制定し、血統証明書を発行することとなったもので、平成9年度に103頭、平成10年度に137頭、平成11年度に140頭の証明が行われている。

(7) 黒豚証明及び黒豚生産農場に関する証明（取り扱い内規制定：平成11.9.1）

1. 黒豚証明

(社)日本種豚登録協会（以下「本会」という）は、この内規により、日本国内において生産された黒豚の証明を行っている。

黒豚証明は、次の各号のいずれかに該当するものについて本会支部または委託団体（以下「支部」という）が行う。

1. バークシャー種の血統証明豚（子豚登記豚、種豚登録豚、予備登録豚）同士の間に生産されたもの

2. 黒豚生産農場に関する証明取り扱い内規により指定された農場の繫養豚同士の間に生産されたもの

ただし、1のうち子豚登記豚の掛ったもの及び2にあっては、生後30日以内に所定の様式により一腹記録の届け出をしたもの

黒豚証明を受けようとする者は、所定の様式により支部に申込書を提出し、上記の各号に該当するものに証明書が発行される。ただし、証明書の有効期間は生年月日から10カ月齢までと

する。黒豚証明に関して、虚偽又は不正の行為があると認めたときは、証明を取り消し、その証明書を返納させるものとする等となっている。

なお、本会の会員の証明料及びその他の料金は次のとおりとし、会員でない者の料金は2倍とすると定めている（平成11.9.1より施行）。

証明料 1頭につき 420円

2. 黒豚生産農場に関する証明

「本会」は、日本国内の黒豚（パークシャー種）の肉豚を生産する農場（以下「黒豚生産農場」という）の指定証明については、この内規により行う。

黒豚生産農場の指定は、本会の認定する指定種豚場又は、次の条件の全てに該当する本会の会員のうちから支部の実施する調査に基づき本会が行う。ただし、本会支部長の推せんにより会長が特に必要と認めたときは、次の条件にかかわらず行うことが出来る。

1. 繫養種豚の全てがパークシャー種の血統証明豚（子豚登記豚、種豚登録豚、予備登録豚）及び基礎記録豚で構成され、支部が確認したもの
2. 更新又は増頭する種豚は、全てパークシャー種の血統証明豚であること
3. 本会の登録委員の調査・指導を年2回以上受けていること

なお、黒豚生産農場の指定期間は、指定を受けた年度限りとし、毎年度指定の更新を行う。

また、指定した黒豚生産農場において不適当な事項が生じたときは、その指定を取り消す。

証明料及びその他の料金は次のとおりとし、会員でない者の料金は2倍とするとなっている。

黒豚生産農場の指定料：1場につき 繫養種豚頭数×53円

黒豚生産農場の調査・指導料：1回につき 10,500円

黒豚生産農場の看板作成料（希望者）：1枚につき 5,250円

（8）豚輸入精液の証明

近年豚精液の保存技術の進歩とともに精液の有効保存日数の延長と輸送機関の発達等に伴い、わが国の豚人工授精は再興の兆しを見せているが、一部養豚家の間に血液更新の目的あるいは新品種の精液を希望する者が増加してきた。平成元年に日米両国間で豚精液の輸入合意が成立し、米国からの精液輸入が実現し、日本国内向けの証明書を（社）日本種豚登録協会（以下本会）が発行している。最近9年間の豚精液の輸入本数を品種別にみると表3.7のとおりで、大部分は液状精液である。

なお、最近欧州からの精液輸入の要望もあるので、条件が整えばいずれ実現するであろう。

7) 登録業務体制の近代化と情報提供

（1）登録業務の電算化

昭和63年よりスタートした家畜改良体制整備事業（事業実施主体、（社）家畜改良事業団）に

第3編 種豚登録事業

表 3.7 豚輸入精液本数の推移

年 度	合 計			パークシャー			ランドレース			大ヨークシャー			ハンプシャー		
	液状	凍結	計	液状	凍結	計	液状	凍結	計	液状	凍結	計	液状	凍結	計
平成 3	928	150	1,078	74		74	166	32	198	212	94	306	16		16
4	785	514	1,299	102		102	90	86	176	227	270	497	4		4
5	594	546	1,140	78		78	54	138	192	230	204	434	2		2
6	660	510	1,170	78		78	74	150	224	146	204	244	4		4
7	1,326	370	1,696	220		220	389	80	469	349	118	467	2		2
8	1,284	275	1,559	220	119	339	306	100	406	395	34	429	11		11
9	1,360	230	1,590	379	10	389	124	54	178	351	68	419	14		14
10	1,772	150	1,922	421		421	274	36	310	603	28	631	24		24
11	984	350	1,334	384	80	464	138	90	228	263	36	299	8		8

年 度	デュロック			チェスターホワイト			スパッティッド			ポーランドチャイナ		
	液状	凍結	計	液状	凍結	計	液状	凍結	計	液状	凍結	計
平成 3	452	18	470	4		4	4		4	6		6
4	356	158	514				4		4	2		2
5	224	204	428	4		4	2		2			
6	348	156	504	8		8	2		2			
7	352	172	524	12		12	2		2			
8	352	22	374									
9	492	98	590									
10	440	86	526	10		10						
11	191	144	335									

(社)日本種豚登録協会資料による

参画し、本会の発行するすべての証明書を電算処理している。また支部の電算処理も平行して推進し23県にパソコンを設置し、子豚登記証明書、一代雑種豚血統証明書、豚産肉能力現場検定成績証明書を発行している。パソコンを設置していない24県についても本会で事務処理を代行して100%電算処理により発行している。今後はコンピュータによるより充実したシステムを確立する。さらに登録業務の電算化に伴い、血統、能力別データを養豚生産者に利用していただく体制を確立した。

(2) 情報提供

現在の情報伝達手段としてはインターネットでのホームページ、Eメールの利用が高まっている。本会では(社)全国養豚協会が開設しているホームページに最新の都道府県別の登録頭数等の情報(毎月1回更新)を提供しているが、さらに種豚の流通・改良に役立つ情報提供を行い、新時代にふさわしい登録事業を展開する。

(3) 新たな能力評価法への取組み

牛ではすでに実用化されている遺伝的能力評価(育種価、BLUP、アニマルモデル等)の方法

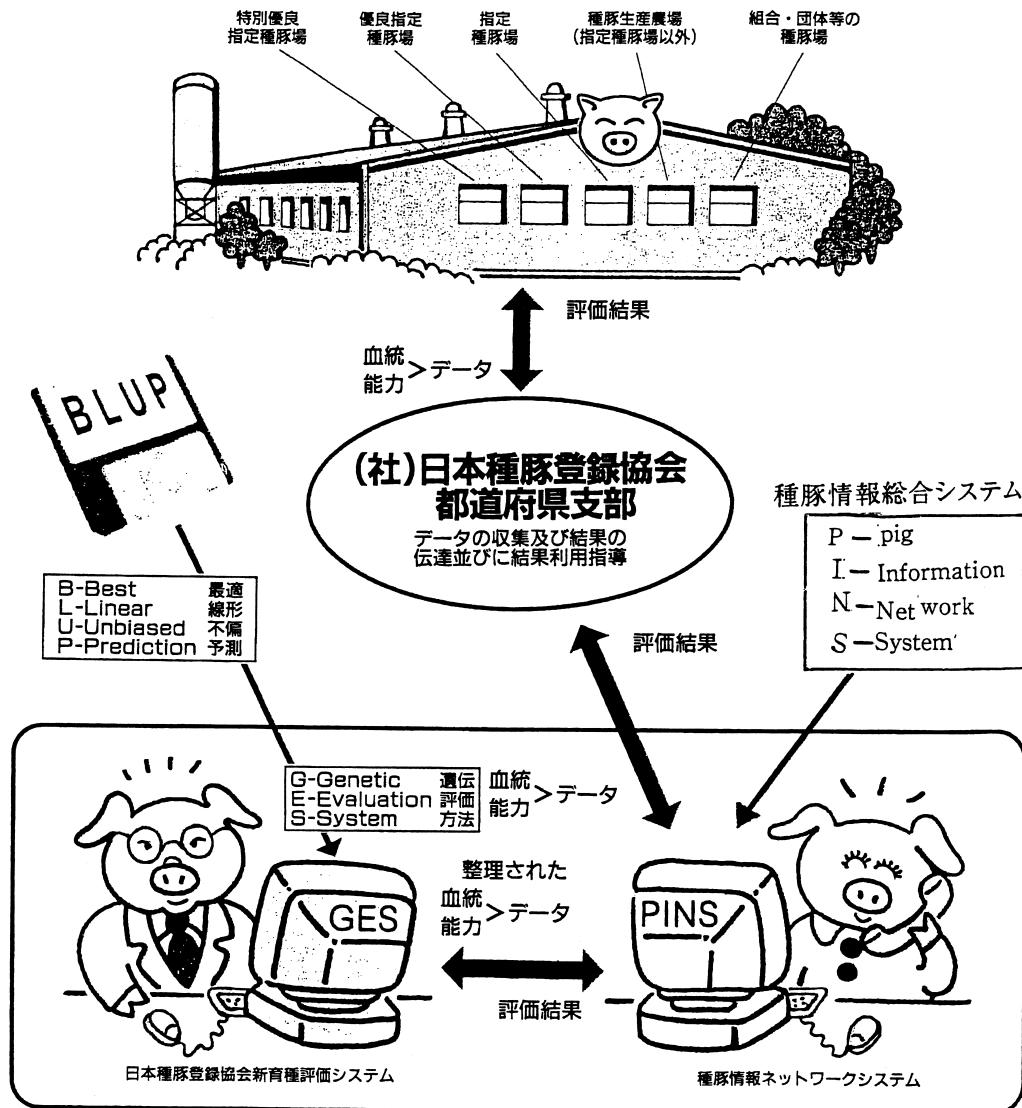


図 3.7 新しい豚の能力評価法の仕組み
(社)日本種豚登録協会資料

による能力選抜の方法を種豚にも応用し、統計的処理をパソコンで行うシステムも開発されている。

育種価による能力評価は、種豚の能力を正確に把握する有効な手段であるから、本会は多くの農家に啓蒙し、広く参加を呼びかけている。図3.7は新しい能力評価法の仕組みと、養豚農家への呼びかけの図である。

8) 機関誌「日本の養豚」の発行

昭和 26 年 4 月（田口教一会长時）登録協会の機関誌として「養豚便り」が創刊された。（筆者も編集委員の 1 名として参画した）。当初はガリ版刷りの小冊子であったが、次第に会誌としての体裁も整い、内容も充実して、昭和 30 年 1 月、第 3 種郵便物の認可を受け、本・支部の連絡および養豚関係者の参考誌としての役割を果した。

昭和 53 年 1 月から誌名を「日本の養豚」と改名し、「養豚の技術と経営の専門誌」として登録協会会員のみならず広く養豚関係者に愛読される会誌に成長し、本年（平成 12 年、2000 年）創刊 50 周年を迎えた。

なお、本誌の発行は平成 46 年 1 月から（社）全国養豚協会に移管されて今日に至っている。